

第4四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	廃FRP船リサイクル処理業務委託	特別管理産業廃棄物（収集・運搬）	一般社団法人日本マリン事業協会	2,728,110	R7.2.7	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

廃F R P 船リサイクル処理業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 日本マリン事業協会

3 随意契約理由

F R P（繊維強化プラスチック）船は、高強度で非常に大きく、全国に広く薄く分布している上、製品寿命が30年以上にも及ぶといった製品特性から処理が困難であり、F R P 船リサイクルシステムの運用が開始される以前は、適正な処理ルートが存在しなかった。

このため国土交通省は、廃F R P 船の適正な処理手段を確保し、不法投棄等社会的問題に対処するとともに、循環型社会の形成等の社会的要請に応えるため、平成12年度に「F R P 廃船高度リサイクルシステム構築検討プロジェクト」を立ち上げ、平成15年度まで4年間検討を行い、適正かつ効率的なリサイクル技術及びリユース技術等を確立した。同省では、同検討結果を踏まえ、「リサイクルの早期実施」及び「システムの段階的な構築」等の観点から、製造事業者団体である（社）日本舟艇工業会（現在の（一社）日本マリン事業協会、以下、日本マリン事業協会という。）を主体として、廃棄物処理法の広域認定制度を活用してF R P 船リサイクルシステムを構築することとした。

その後、廃棄物処理法に基づく広域的処理の対象となる一般廃棄物として廃F R P 船が追加され、同法の広域認定制度を活用した廃F R P 船のリサイクルが可能となった。

同法上の広域認定にかかる主な考え方は次のとおりである。

- ・廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、処理に係る廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- ・一連の処理の行程を統括して管理する体制が整備されていること。
- ・処理を他人に委託して行う場合にあっては、経理的及び技術的に能力を有すると認められるものに委託するものであること。
- ・二以上の都道府県の区域において廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

これを受けて、日本マリン事業協会は、廃棄物処理法に基づく広域認定の申請を行い、環境大臣による認定を受けて、平成20年度からF R P 船リサイクルシステムの運用を行っている。

循環型社会の形成等の社会的責務を果たし、国土交通省の推奨する取組みを推進するためには、F R P 船リサイクルシステムに則った処分を行う必要があることから、F R P 船の処分に関し環境省から廃棄物処理法に基づく広域認定を受けた唯一の事業者である日本マリン事業協会と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課